

5 介護給付等対象サービス量の見込み（全道計）

○居宅サービス（要介護者対象）

（人/月）

サービス区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	33,257	35,016	36,666
福祉用具貸与	76,712	80,047	83,515
特定福祉用具販売	1,326	1,369	1,417

住宅改修	1,230	1,263	1,292
------	-------	-------	-------

居宅介護支援	117,247	120,545	124,635
--------	---------	---------	---------

○介護予防サービス（要支援者対象）

（人/月）

サービス区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防居宅療養管理指導	2,222	2,334	2,426
介護予防福祉用具貸与	26,035	27,345	28,298
特定介護予防福祉用具販売	757	775	798

介護予防住宅改修	1,004	1,045	1,075
----------	-------	-------	-------

介護予防支援	34,035	35,544	36,961
--------	--------	--------	--------

6 計画検討協議会

次の要綱により設置しています。

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の9に基づく北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険法第118条に基づく北海道介護保険事業支援計画の作成に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は17名以内で構成する。

- 2 構成員は学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体のうちから知事が決定する。
- 3 協議会に構成員の互選により座長及び副座長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主宰する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 協議会は必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行する。

改正後の要綱は、平成11年3月29日から施行する。

改正後の要綱は、平成20年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成26年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年4月20日から施行する。

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会委員名簿

(敬称省略)

区 分	所 属 等	氏 名	
学識経験者	北海道医療大学看護福祉学部 教授	大友 芳恵	
保健・医療関係団体	一般社団法人 北海道医師会 副会長	藤原 秀俊	
	一般社団法人 北海道歯科医師会 副会長	西 隆一	
	一般社団法人 北海道薬剤師会 副会長	斉藤 晃雄	
	公益社団法人 北海道看護協会 常務理事	山本 純子	
	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会 会長	星野 豊	
	一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会 会長	太田 誠	
	特定非営利活動法人 北海道病院協会 常務理事	徳田 禎久	
福祉関係団体	北海道老人福祉施設協議会 副会長	山本 進	
	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 会長	村山 文彦	
	北海道ホームヘルプサービス協議会 副会長	七戸 キヨ子	
	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 事務局次長	亀川 義信	
その他 関係 団体	1号被保険者	一般財団法人 北海道老人クラブ連合会 事務局長	坂井 信
		北海道認知症の人を支える家族の会 会長	中田 妙子
	2号被保険者	日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長	坪田 伸一
	保険者	北海道市長会 (江別市長)	三好 昇
		北海道町村会 (本別町長)	高橋 正夫

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会開催状況

第1回 令和2年 8月28日(金)

第2回 令和2年11月13日(金)

第3回 令和3年 2月12日(金)

7 計画策定体制等

次の要綱により、それぞれ設置、運営しました。

《道本庁》

区分	名称	設置目的等	構成委員等
外部組織	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会〔H10.5.15設置〕	○目的 北海道の両計画の作成に当たって、広く関係者の意見を反映させるため設置。 ○協議事項 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に関する事項〔作成指針・計画作成等〕	○構成委員 ・学識経験者 ・保健医療福祉関係者 ・被保険者 ・保険者 ○人数 ・17名
庁内組織	北海道高齢化対策推進委員会〔H18.3.31要綱設置〕	○目的 高齢化対策の総合的な企画、調整及び推進を図るため、北海道高齢化対策推進委員会を設置する。 ○協議事項 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に係る基本的事項 ・市町村計画の作成に関する道の指導指針等に関する事項 ・その他計画に関する事項	○委員長 ・保健福祉部高齢者支援局長 ○構成委員 ・庁内関係課長職 ○人数 ・31名
	北海道高齢化対策推進委員会作業部会〔H18.3.31要綱設置〕	○目的 計画及び介護保険制度の個別分野に関連する事項を検討するため作業部会を置く。 ○協議事項 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に係る個別分野に関連する事項 ・市町村計画の作成に関する道の指導指針等に係る事項	○座長 ・高齢者保健福祉課課長補佐 ○構成委員 ・各委員が指名する者（係長・主査職） ○人数 ・36名
圏域組織	北海道保健福祉圏域推進協議会〔H12.1.19要綱設置〕	○目的 北海道の両計画における、圏域の地域特性に関連する事項の協議を行うため、圏域代表者による協議会を設置する。 ○協議事項 ・各圏域の地域特性を踏まえた、道の計画作成及び推進に関する事項 ・高齢者保健福祉圏域間の保健医療福祉の連携及び調整に関する事項	○構成委員 ・圏域の代表者（各振興局社会福祉課主幹等） ・高齢者保健福祉課課長補佐 ○人数 ・16名

《各振興局等》

区分	設置目的等	構成委員
高齢者保健福祉圏域連絡協議会（21圏域に設置）	○目的 市町村計画の作成及び推進に関し、高齢者保健福祉圏（21圏域）における市町村計画の調整と保健医療福祉の連携を図るため設置する。 ○協議事項 ・市町村老人保健福祉計画・介護保険事業計画の作成及び推進に関する事項 ・保健医療福祉の連携及び推進に関する事項	・市町村 ・振興局

介護給付の適正化の推進について

1 基本的な考え方

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性を維持していくために適正化を推進していく。

このため、令和3年度から令和5年度までを期間として、以下に示す適正化に関し取り組むべき施策や年度毎の目標を定め、第5期介護給付適正化計画として位置づける。

2 取組の方向性

(1) 保険者の主体的取組の推進

保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に適正化事業に取り組む。

(2) 道・保険者・国保連の連携

広域的な視点から保険者を支援する道及び北海道国民健康保険団体連合会（以下、「道国保連」という。）が協力し、連携を図る。

(3) 実施阻害要因への対応

適正化事業の実施を阻害する要因を分析・把握し、方策を講じる。

(4) 適正化事業の評価と改善

単に実施率の向上を図るだけでなく、事業の実施状況の評価を行い、改善に取り組む。

3 介護給付適正化に向けた取組の検証

(1) 現状と課題

道では、平成30年度から令和2年度までを実施期間とした「第4期介護給付適正化実施要綱」を定め、各事業別に保険者の実施割合（以下、「実施率」という。）の目標を定め、適正化に向け取組を進めてきた。令和2年度において、全ての保険者が適正化主要5事業のうち、いずれかの事業を実施（予定）となっているものの、優先実施することとしていた2事業について、全ての保険者での実施には至っていない。

【令和2年度までの実施状況】

区 分		R2年度 目標	実 施 率			
			H30年度	R1年度	R2年度	
適正化事業の実施			99.4%	100%	100%	
主 要 5 事 業	優 先 実 施	100%	ケアプランの点検	57.7%	62.8%	81.4%
	縦 覧 点 検		縦覧点検・医療情報との突合	91.0%	91.7%	91.7%
			縦覧点検	88.5%	88.5%	89.1%
			医療情報との突合	90.4%	91.0%	91.0%
	5 事 業	要介護認定の適正化（認定状況チェック）	97%	83.3%	84.0%	89.7%
住 宅 改 修 等 の 点 検		97%	住宅改修等の点検	86.5%	86.5%	92.3%
			住宅改修の点検	81.4%	80.8%	91.0%
			福祉用具購入・貸与調査	62.8%	66.0%	80.8%
介護給付費通知	60%	45.5%	49.4%	59.0%		
給付実績の活用		39%	37.2%	36.5%	39.1%	

(2) 個別事業の取組状況

ア ケアプランの点検

ケアプランの点検を実施している保険者は、平成30年度の90保険者（57.7%）に比べて令和2年度では127保険者（81.4%）となっており、実施率は23.7%増加している。

実施目的として、ケアプランの質の向上をあげた保険者が最も多く、次いで介護支援専門員の質の向上、不適正な報酬算定等の発見となっている。

介護サービスの質の向上に効果があると事業の意義を評価する意見は多いものの、専門知識を有する人材の確保が困難であること等を理由に未実施の保険者がある。点検を実施している保険者においても、居宅介護支援事業所に対する指定権限がないことから、ケアプランの改善に結びつけづらいとの意見がある。

イ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検又は医療情報との突合を実施している保険者は、平成 30 年度の 142 保険者（91.0%）に比べて令和 2 年度では 143 保険者（91.7%）となっており、実施率は 0.7%増加している。

（ア）縦覧点検

縦覧点検を実施している保険者は、平成 30 年度の 138 保険者（88.5%）に比べて令和 2 年度では 139 保険者（89.1%）となっており、実施率は 0.6%増加している。

（イ）医療情報との突合

医療情報との突合を実施している保険者は、平成 30 年度の 141 保険者（90.4%）に比べて令和 2 年度では 142 保険者（91.0%）となっており、実施率は 0.6%増加している。

いずれも、主要 5 事業の中でも適正化の効果が得られやすく、積極的な実施が推奨されており、平成 26 年度から、道国保連への委託が可能となったことから実施保険者数は大幅に増加した。

なお、道国保連が委託を受け実施する項目に加え、地域の実情に応じ、独自に項目を追加して実施している保険者もある。

ウ 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定を直営化（新規認定、変更認定及び更新認定のすべてに係る認定調査を市町村の職員等が実施）している保険者と委託認定調査の事後点検を実施している保険者の合計は、平成 30 年度の 130 保険者（83.3%）に比べて令和 2 年度では 140 保険者（89.7%）となっており、実施率は 6.4%増加している。

実施保険者においては、基本調査や特記事項の平準化が図られ、円滑な審査判定が可能となったなどの効果が認められている一方、認定審査会の合議体間の差異の分析や、一次判定・二次判定の軽重度変更の差などの分析にまで至っていない保険者も多い。

エ 住宅改修等の点検

住宅改修又は福祉用具のいずれかの実態確認を実施している保険者は、平成 30 年度の 135 保険者（86.5%）に比べて令和 2 年度では 144 保険者（92.3%）となっており、実施率は 5.8%増加している。

（ア）住宅改修の点検

住宅改修の実態確認を実施している保険者は、平成 30 年度の 127 保険者（81.4%）に比べて令和 2 年度では 142 保険者（91.0%）となっており、実施率は 9.6%増加している。

実施保険者においては、施工前に建築担当課に金額の妥当性等の確認を行ったり、比較的改修費が高額なもの（10 万円以上）を抽出して点検を行うなど工夫しているところがあり、また、現地を訪問調査することを示すことにより不適切な申請に対する抑止効果が期待できる。

（イ）福祉用具購入・貸与調査

福祉用具に関する訪問調査を実施している保険者は、平成 30 年度の 98 保険者（62.8%）に比べて令和 2 年度では 126 保険者（80.8%）となっており、実施率は 18.0%増加している。

実施保険者においては、軽度者に係る福祉用具貸与の調査・確認や国保連介護給付適正化システムの帳票（「福祉用具貸与費一覧表」等）を活用し、平均貸与価格より大きく乖離している福祉用具の品目について事業者に照会を行うなどの取り組みがされている。また、福祉用具購入については購入時の確認は行っているものの、購入後の使用状況の確認までには至っていない保険者もある。

オ 介護給付費通知

介護給付費通知を年1回以上送付した保険者は、平成30年度の71保険者（45.5%）に比べて令和2年度では92保険者（59.0%）となっており、実施率は13.5%増加しているが、主要5事業の中で最も実施率が低い状況にある。

道国保連への委託も可能であるが、実施している保険者の半数以上が、自ら通知書を作成・発送を実施している。利用者の介護サービスにかかる費用負担の意識の向上、サービス事業所に対する牽制効果などが認められるものの、郵送費用や発送に要する手間がかかる一方で、金額的效果が見えにくいなどの理由から実施に至らない保険者も多く、効果的な実施には工夫が必要である。